

広域連合と県の権限等に関する法律について

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき運営されており、広域連合、県等の責務や権限が定められている。

○高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年 8 月 17 日 法律第 80 号） （地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重し、住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組及び高齢者医療制度の運営が適切かつ円滑に行われるよう所要の施策を実施しなければならない。

- 2 前項に規定する住民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るための取組においては、都道府県は、当該都道府県における医療提供体制（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 3 第 1 項に規定する医療提供体制をいう。）の確保並びに当該都道府県及び当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の国民健康保険事業の健全な運営を担う責務を有することに鑑み、保険者、第 48 条に規定する後期高齢者医療広域連合（第 8 条から第 16 条まで及び第 27 条において「後期高齢者医療広域連合」という。）、医療関係者その他の関係者の協力を得つつ、中心的な役割を果たすものとする。

（保険料）

第 104 条 市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金、第 117 条第 2 項の規定による拠出金及び出産育児支援金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第 3 項及び第 116 条第 2 項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

- 2 前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者

医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。

(都道府県の助言等)

第133条 都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は市町村に対し、後期高齢者医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

2 後期高齢者医療広域連合は、第56条第3号に掲げる給付を行おうとする場合その他の政令で定める場合(※)においては、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

※ 法第104条第2項に規定する条例を定め、又は変更しようとする場合を含む

附則

(財政安定化基金の特例)

第14条 都道府県は、当分の間、第116条第1項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。